

## 障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

附則（平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 社会保障審議会障害者部会のスケジュール(案)

4月28日	3年後見直しに係るフリートークキング
5月末～6月中旬	関係団体ヒアリング(4回程度)
7月～11月	個別論点について議論(月2回程度)
11月～12月目途	とりまとめ(予定)

# 論点の整理(案)

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

## I 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- どのような人が「常時介護を要する障害者」であると考えられるか。
- 「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。
- 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。
- 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。
- パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか。
- パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

## II 障害者等の移動の支援について

- 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
- 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

## III 障害者の就労支援について

- 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
- 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

## IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 支給決定プロセスの在り方をどう考えるか。
- 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

# 論点の整理(案)

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

## V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
- 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

## VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。
- 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

## VII 精神障害者に対する支援の在り方について

- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
- 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
- 総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

# 論点の整理(案)

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

## Ⅳ 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。
- 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。
- 介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか。
- 65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか。
- 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。
- 心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか。
- いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか。

## Ⅹ 障害児支援について

- 家族支援や医療的ケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。
- 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

## X その他障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
- 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しが必要な事項をどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
- 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。

# 障害者総合支援法等に基づく指導監査の状況

○ 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく指導(実地指導)について、施設は2年に一度、その他のサービス事業所は3年に一度行うよう、通知しているところ。

## <実地指導実施率>

年度	施設		うち訪問系		うち日中活動系		うち就労・訓練系	
	施設	施設以外	うち訪問系	うち訪問系	うち日中活動系	うち日中活動系	うち就労・訓練系	うち就労・訓練系
2012年度	49.7%	19.4%	15.4%		27.7%		28.9%	
2013年度	40.6%	20.3%	17.1%		27.2%		28.6%	
2ヶ年間の 実施率の低い 都道府県	福岡県 6.7% 三重県 13.2% 山梨県 17.2%	秋田県 0.0% 東京都 6.9% 三重県 9.7%	秋田県 0.0% 山梨県 2.8% 三重県 5.4%		秋田県 0.0% 三重県 9.5% 東京都 13.1%		秋田県 0.0% 東京都 13.3% 奈良県 16.1%	
2ヶ年間の 実施率の低い 政令市・中核市	札幌市、新潟市、青森市、奈良市 0.0%	奈良市 2.9% 富山市 4.7% 新潟市 5.0%	仙台市、富山市 0.0% 奈良市 2.7%		新潟市 0.0% 青森市 2.6% 奈良市 4.2%		奈良市 3.1% 富山市 7.3% 新潟市 7.9%	

(出所) 厚生労働省「障害者支援施設等の指導監査の概況」等から作成

(注) 実地指導実施率とは実地指導先の数/指定事業所等の数。ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。なお、兵庫県は他県に比べ監査件数が多いため、2ヶ年間の実施率の低い都道府県からは除いている。



## 介護保険制度における指導監査事務の指定事務受託法人への委託

### <指定市町村事務受託法人>

○ 市町村は、法人であって、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(指定市町村事務受託法人)に、次の事務の一部を委託することができる。

- ①介護サービス事業所等に対する文書の提出の依頼、質問、照会等
- ②要介護認定等の認定調査(新規、更新)

※①に係る事務については、4都県(東京都、神奈川県、愛媛県、沖縄県)が指定、39市町村が委託。

### <指定都道府県事務受託法人>

○ 都道府県は、法人であって、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(指定都道府県事務受託法人)に、次の事務の一部を委託することができる。

- ・介護サービス事業所等に対する文書提出命令、質問等

#### 【東京都からの提案要求】

介護保険法と同様に、障害者総合支援法に基づき、区市町村が指定障害福祉サービス事業者等に対して行う検査事務の一部についても、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものに委託することができる仕組みとすること。(平成28年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求(平成27年6月))